

審 査 基 準 整 理 票

処分名	屋外広告物の継続許可		
根拠法令名	大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）	（条項）第16条第2項	
基準法令名	大津市屋外広告物条例 大津市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第53号）	（条項）第16条第5項において準用する第12条第1項第8条、第12条	
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	14日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【大津市屋外広告物ガイドライン】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>許可期間満了後に継続して表示等しようとする許可広告物等が、大津市屋外広告物条例施行規則別表第2（第8条関係）に定める基準を満たすものであることを基準とし、その細目は、大津市屋外広告物ガイドラインに定めるとおりとする。なお、当該文書は、所管課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 大津市屋外広告物条例 （変更及び継続の許可） 第16条 略 2 表示者等は、許可期間の満了後継続して当該許可広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の10日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。 3、4 略 5 第1項及び第2項の許可については、第10項から前条まで（第2項の許可については、第13条を除く。）の規定を準用する。</p> <p>〔基準法令〕 大津市屋外広告物条例施行規則 （許可の基準） 第8条 条例第12条第1項に規定する許可の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">※別表第2 次頁以下に掲載</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。

別表第2(第8条関係)

1 一般基準

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- (2) 原則として表示面の下地の色は、黒及び高彩度色を使用しないこと。
- (3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- (4) 蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- (5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
- (6) ネオンサイン又はこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする事。

2 条例第6条の許可基準

- (1) 建築物を利用する広告物
 - ア 自家用広告物

地域	第1種地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。以下同じ。)	第2種地域(JR大津駅周辺及び市道幹1037号線沿道の区域のうち市長が別に定める区域をいう。以下同じ。)	第3種地域(第1種地域及び第2種地域以外の地域をいう。以下同じ。)
広告物の種類			
屋上広告物 (建築物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、10メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をほみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をほみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。 4 一の建築物につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。 6 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面(水平線又は対岸の水際線をいう。以下同じ。)を遮蔽しないこと。	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をほみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。 4 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域に該当する地域にあつては、同計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しないこと。
壁面広告物 (建築物の壁面)	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下

<p>を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(突き出すものを除く。)をいう。以下同じ。)</p>	<p>であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>	<p>であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 3 一の事業所につき1壁面に1個以内であること。 4 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。</p>	<p>であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
<p>突出広告物(建築物の外壁面から突き出して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)</p>	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p>	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。 4 一の事業所につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。</p>	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p>

イ 自家用以外の広告物

<p>地域 広告物の種類</p>	<p>第1種地域</p>	<p>第2種地域</p>	<p>第3種地域</p>
<p>屋上広告物</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であつて、かつ、5メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であつて、かつ、10メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。 4 一の建築物につき1個以</p>	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であつて、かつ、10メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。 4 大津市景観計画で定める</p>

		<p>内であること。</p> <p>5 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しないこと。</p> <p>6 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。</p>	<p>眺望景観保全地域に該当する地域にあっては、同計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しないこと。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p> <p>3 一の事業所につき1壁面に1個以内であること。</p> <p>4 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。</p>	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p>	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>4 一の事業所につき1個以内であること。</p> <p>5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。</p>	<p>1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p>

(2) 野立広告物(木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)

ア 自家用野立広告物

地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
項目			
広告物の高さ(地上からの高さ)、個数又は色彩	10メートル以下	1 20メートル以下 2 一の事業所につき1個以内とする。ただし、当該事業所に複数の入口がある場合は、一の入口につき1個以内とする。 3 表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でないこと。	20メートル以下

イ 自家用以外の野立広告物

(ア) 野立広告物((イ)に掲げるものを除く。)

地域	鉄道(東海道新幹線を除く。)、軌道及び索道から片側500メートル以内の両側の地域	東海道新幹線から片側1000メートル以内の両側の地域	一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から片側500メートル以内の両側の地域	高速自動車国道から片側1000メートル以内の両側の地域	
項目					
鉄道、軌道及び索道、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線並びに高速自動車国道の境界線からの距離	100メートル以上	500メートル以上	30メートル以上	500メートル以上	
広告物相互間の距離	100メートル以上	300メートル以上	100メートル以上	300メートル以上	
広告物の高さ(地上からの高さ)	野立広告板	4.5メートル以下	10メートル以下	4.5メートル以下	10メートル以下
	野立広告塔	10メートル以下	20メートル以下	10メートル以下	20メートル以下
広告物の表示面積(一方向から見た面積)	野立広告板	30平方メートル以下	50平方メートル以下	30平方メートル以下	
	野立広告塔	1面が幅2メートル以下 20平方メートル以下	50平方メートル以下	1面が幅2メートル以下 20平方メートル以下	

(注) 第2種地域にあつては、一の事業所につき1個以内とし、表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺

の町並みの景観と不調和でないこと。

(イ) 道標及び案内図板の類

- a 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。
- b 鉄道(東海道新幹線を除く。)、軌道又は索道の境界線から100メートル以内の区域、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線の境界線から30メートル以内の区域並びに東海道新幹線及び高速自動車国道の境界線から500メートル以内の区域にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - (a) 一方向から見た表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。ただし、10以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下であること。
 - (b) 脚の部分を除いた高さは、4.5メートル以下であること。
 - (c) 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内に2個以下の広告物とすること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの

地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
項目			
広告物の高さ(地上からの高さ)、個数又は色彩	10メートル以下	1 20メートル以下 2 一の事業所につき1個以内とすること。 3 表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でないこと。	20メートル以下

(3) 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。

(注) 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。

3 条例第8条第3項の許可の基準

(1) 自家用広告物

広告物の種類	規格等
屋上広告物	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。
壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。

	2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
突出広告物	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。
野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。

(注) 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。

(2) 道標、案内図板の類

区域 広告物の種類	条例第5条第7号に掲げる区域	条例第5条第7号に掲げる以外の区域
野立広告物	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下であること。 2 地上からの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあつては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	1 一方向から見た表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。ただし、10以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下であること。 2 脚の部分を除いた高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内に2個以下の広告物とすること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
野立広告物以外	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下であること。 2 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあつては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	1 一方向から見た表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。ただし、10以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下であること。 2 同一の表示者が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内に2個以下の広告物とすること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。